

◆コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ・eLTAXをご利用の方へ
次のものはコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ・eLTAXでは納付できません。

- ・表面にバーコードが印字されていないもしくは読み取りができないもの
- ・1件あたりの納入金額が30万円を超えるもの
- ・納付書のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットしたもの
- ・表面に記載のバーコード使用期限を過ぎたもの
- ・金額を訂正したもの

◆スマートフォンアプリ・eLTAXをご利用の方へ
スマートフォンアプリ・eLTAXについては領収書及び納税証明書が発行されません。

お問い合わせ先

〒884-0101
宮崎県児湯郡木城町
大字高城1227-1
木城町役場 税務課
電話 0983-32-4732(徴収係)
FAX 0983-32-3440(代)
受付時間8:30~17:15
(土日祝日を除く)

収納代行会社 地銀ネットワークサービス㈱

1. 賦課の根拠

地方税法第442条の2及び第445条並びに木城町税条例第80条及び第83条の規定により、毎年4月1日現在における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対してその所有者に課されます。なお、所有権留保付売買の対象となった軽自動車等については、買主が所有者とみなされます。

2. 審査請求について

この督促に不服がある場合には、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この督促の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、督促の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納付期限までに納付しなかった場合

この税金を納付期限までに納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。

4. 軽自動車税の減免

身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者等が運転するもの（1台に限る。）に対しては、納期即日までに申請することで、木城町税条例により軽自動車税を減免することができます。なお、普通自動車との重複はできません。

5. 車両を売買、異動、変更した場合

原動機付自転車（125cc以下及び、ミニカー等）及び小型特殊自動車については役場税務課に、それ以外の車種については軽自動車協会または運輸局に申請をお願いします。

口座振替のご案内

税金や各種料金などのお支払いには、便利な口座振替をご利用ください。
納付のためにおきかざ金融機関やコンビニエンスストアにお出がけいただく手間が省けます。
口座引落日に自動的に引き落としが行われますので、前め忘れがありません。
口座振替のお手続きについては金融機関の窓口にお申込みください。

コンビニエンスストアでは木城町に代わり、税(料)金を代理受領しています。

お問い合わせ先

〒884-0101
宮崎県児湯郡木城町
大字高城1227-1
木城町役場 税務課
電話 0983-32-4732(徴収係)
FAX 0983-32-3440(代)
受付時間8:30~17:15
(土日祝日を除く)

収納代行会社
地銀ネットワークサービス㈱